

平成31年1月31日

平成 30 年7月豪雨災害に伴う入札・契約制度の特例措置について お 知 ら せ

平成 30 年7月豪雨により多くの公共施設で被害が発生しましたが、市民の安全・安心を確保するため、早期に復旧工事を実施する必要があることから、現場代理人の取り扱いについて特例措置を講ずることとし、平成 31 年2月1日から実施しますので、お知らせします。

1 現場代理人の兼務拡大

現場代理人の兼務については、平成 25 年度から「浅口市発注工事における現場代理人取扱いに関する基準」により実施し、平成 28 年度に兼務件数及び金額要件の見直しをしたところですが、平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合には、件数及び合計金額の拡大の特例措置を行うこととします。

兼務拡大要件	従 来	特例措置
兼務可能件数	兼務することとなる工事が、3件以内であること(国又は県の発注する工事を含む)。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。	3件(平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等は件数を制限しない。)以内であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。
当初請負代金	当初請負代金の合計が、3,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)未満であること。	当初請負代金の合計が、3,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)未満であること。ただし、平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等が含まれる場合は、1.5 億円(建築一式工事も同額)未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が浅口市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。	
そ の 他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

2 適用時期

平成 31 年2月1日以降に指名又は入札公告する工事から適用します。ただし、これ以前の工事であっても、平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等に該当する場合には特例措置の対象となります。

3 設計図書への表示について

平成 31 年2月1日以降に平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等を発注する際には、設計図書に次のとおり表示します。

・特記仕様書

平成 30 年7月豪雨に伴う災害復旧工事等の入札・契約制度の特例措置の対象である旨明示します。

※ 平成 31 年1月 31 日以前に発注した工事で、この特例措置に該当するかどうかについての確認は、企画財政部財政課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

浅口市企画財政部財政課

Tel0865-44-9004